

新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価実施要領

平成17年4月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価実施要綱(平成17年4月27日青森県報第2471号。以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、新むつ小川原開発基本計画(以下「新計画」という。)の素案(以下「新計画素案」という。)に係る環境影響評価を行うため、環境影響評価の実施方法その他の必要な事項を定めるものである。

2 新計画素案に係る環境影響評価を行うための手法等は、次条から第9条までに定めるところによるほか、平成9年環境庁告示第87号(環境影響評価法第4条第9項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第11条第3項及び第12条第2項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項)、青森県環境影響評価技術指針(平成12年6月青森県告示第448号)等の例による。

(方法書)

第2条 方法書の作成に当たっては、環境影響評価の検討範囲が明らかになるように新計画素案の目的及び制約条件を明確化するとともに、計画段階での環境影響評価として調査、予測及び評価すべき項目並びにそれに応じた手法について検討を行うものとする。

(調査)

第3条 地域の環境の現状及び環境負荷の状況を明らかにするに当たっては、供用中、操業中及び進行中の施設及び事業による環境負荷の現状、これまでの変化の状況等の環境影響を把握するものとする。

(予測及び評価の対象)

第4条 予測及び評価の対象は、新計画素案に基づく事業における土地及び工作物の存在、当該土地及び工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動並びに新計画素案において想定する土地利用の計画とする。なお、工事に伴う環境影響等個々の事業の実施段階で具体的な環境影響要因が明らかになるものについては、その環境影響の予測及び評価は事業実施段階で検討するものとする。

2 前項の予測及び評価に当たっては、新計画が実現した場合における土地及び工作物の存在並びに当該土地及び工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容を具体的に想定するとともに、想定される土地利用の推進等の影響及び効果を検討するものとする。

(予測及び評価の時期)

第5条 予測及び評価の時期は、新計画素案の目標年度である2020年代及び中間段階の適切な時期を設定するものとする。

(評価)

第6条 計画策定者は、新計画素案に基づく様々な事業の複合的及び累積的な影響並びに新計画素案において想定する土地利用の推進等の影響及び効果を含めた全体的な環境影響を評価するものとする。なお、既に、より詳細な事業段階での環境影響評価が行われた、又は現在行われている事業については、その結果を踏まえるものとする。

2 前項の評価に当たっては、新計画素案の内容の再検討を含む幅広い対策を対象として、複数の案を比較検討すること等の方法により、環境影響の回避及び低減が図られるか否かを十分検討するとともに、当該評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにするものとする。

3 第1項の評価に当たっては、供用中、操業中及び進行中の施設及び事業を前提としつつ、新計画素案全体の環境影響を検討した上で、新計画素案についての環境保全措置を検討するものとする。

(環境配慮指針)

第7条 環境配慮指針は、新計画に基づく事業の実施に当たって配慮すべき事項を、土地及び工作物の存在及び供用のみならず工事による環境影響も含めて取りまとめるとともに、その実施体制についても明らかにするものとする。

2 前項の取りまとめに当たっては、地域全体の環境保全の観点から、必要に応じて供用中、操業中及び進行中の施設及び事業に係る配慮事項についても検討するものとする。

(環境監視調査)

第8条 環境監視調査の実施に当たっては、あらかじめ、環境監視調査の項目及び手法の内容、環境監視調査の結果と環境影響評価における予測の結果との比較の結果に係る公表の方法等を明らかにするものとする。

(再度の予測)

第9条 要綱第22条第3項の規定に基づき行う再度の予測(以下「再度の予測」という。)は、第5条の規定に基づき設定する中間段階の適切な時期において、既に明らかとなっている新計画の内容に基づき行うものとする。

2 再度の予測を行うに当たっては、あらかじめ、再度の予測の結果と環境影響評価における予測の結果との比較の結果に係る公表の方法等を明らかにするものとする。